



※「千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度」は東京2020公認プログラムに認証されています。

募集要項

<少額応募枠（補助申請額100万円未満）>

～「ウィズコロナ」「アフターコロナ」にふさわしい、市内で行われるイベントを幅広く支援します～
(千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度に基づき募集します。)

募集期間：令和2年（2020年）7月22日（水）～令和2年（2020年）8月19日（水）
※申請手続きに先立ち、プレントリーが必要です。プレントリー期間は令和2年（2020年）7月22日（水）～令和2年（2020年）8月5日（水）となります。

1 募集テーマ

「ウィズコロナ」「アフターコロナ」において、感染症拡大防止対策を実施し、将来のナイトタイムエコノミー推進につながる、千葉市ならではのコンテンツの創出
※令和2年度は夜間に限定せず、幅広い時間帯の事業を支援します。

2 支援対象

定期的に行われる千葉市における将来のナイトタイムエコノミー推進につながり、定番になりえるコンテンツ（既存事業の拡充を含む。）
※令和2年度は夜間に限定せず、幅広い時間帯の事業を支援します。

3 対象事業者

(1) 会社

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。

(2) 一般社団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される社団法人をいう。

(3) 一般財団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される財団法人をいう。

(4) 公益社団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第1号に規定する公益社団法人をいう。

(5) 公益財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第2号に規定する公益財団法人をいう。

(6) 商業団体

商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第5条第1項に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合及び経

濟事業を行う任意の団体で市長が認める者をいう。

(7) NPO法人

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づいて設立される特定非営利活動法人をいう。

(8) その他法律に基づいて設立される法人

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象者に該当しないものとし、支援期間終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来にわたり支援対象者の資格を失うものとし、

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- (5) 宗教活動または政治活動を目的とする者
- (6) 公序良俗に反する等、市長が不適当と認める者

4 対象事業

次の(1)～(11)までの各号に掲げる要件をすべて満たす事業とします。令和2年度は千葉市における将来のナイトタイムエコノミー推進につながるよう、ナイトタイムエコノミーが提供する魅力を意欲的に解釈し、夜間以外でもその魅力を発揮できる多様な事業を支援します。新型コロナウイルス感染症の影響を受けずに実施できる事業が望ましいです。

※前年度の支援事業についても応募可能。ただし、前年度の結果を踏まえた改善・拡充をすること。

- (1) 当該事業について（※）、千葉市から補助金、負担金等の財政的支援を受けていないこと。
（※）応募事業者が別の事業等で千葉市から財政的支援を受けていても、本条件には抵触しません。
- (2) 既存事業の拡充にあっては、当該事業に千葉市が共催していないこと。
- (3) 市内外からの誘客が見込める事業であること。
ただし、千葉市における将来のナイトタイムエコノミー推進につながる事業と認められる場合は、千葉市の会場からのVR・動画配信等リモートでのオンライン開催による事業も可とします。
- (4) 千葉市内で行われること。
- (5) 主たる時間帯が、日没から日の出までであること。
ただし、千葉市における将来のナイトタイムエコノミー推進につながる事業と認められる場合は、この限りではありません。
- (6) 原則として、令和2年度以降に実施される新規の事業であること。既存事業の拡充にあっては、夜間の更なる集客が見込まれること。
- (7) 次年度以降は参加者から徴収する料金あるいは協賛、オンライン課金やクラウドファンディング等にて事業を継続して自走させることができると見込まれること。
- (8) 夜ならでの演出を行うこと。なお、夜間照明、プロジェクションマッピング、ステージの設置等によって、通常の景観と異なる空間を演出すること、または、特徴的な建造物・空間の夜間利用を行うことが望ましいです。
ただし、オンライン開催が認められた事業はこの限りではありません。
（例）・屋外でのイベント
・図書館、美術館などの文化施設を用いた、夜間ならでの文化イベント（夜の読書会や演劇等）

- 千葉市の会場からのVR・動画配信等リモートでのオンラインイベント（オンラインライブ等）
 - 夜間の各種自然体験ツアー（星空ツアー等）
 - 早朝のアクティビティ（宿泊を誘発できるもの） など
- (9) 開催場所等について、事前に開催可能か確認をすること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策をすること。事業実施にあたって、国の指針及び関連業界の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを遵守すること。
- (例) ①3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を回避する対策をすること。
- ②アルコール消毒液を設置し、来場者に手指消毒を促す。
 - ③来場者がよく触れる物を除菌シートで消毒する。
 - ④飛沫感染の恐れがある場合は、ビニールカーテンやアクリル板を使用する。 など
- (11) 令和3年（2021年）2月28日までに完了する事業。
- ※新型コロナウイルス感染症の情勢により、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会から、事業の自粛や延期、中止などを要請することがあります。

5 支援内容

(1) 関係者調整

公共の場の開放や警察との協議等、支援事業実施に向けた関係者との調整支援を行います。

(2) 補助金交付

支援事業の実施に要する費用の補助を行います。

ア 補助対象経費

(ア) ソフト事業

- a 音楽・文芸・美術費
- b 舞台費
- c 印刷費
- d 謝金・人件費
- e 宣伝費
- f 記録費
- g 通信費
- h 旅費
- i 交通手段の確保に関わる経費

(イ) ハード事業

- a 工事請負費
- b 会場費・演出機材費

イ 補助金の額

(ア) 補助申請額

令和2年度新規応募事業、前年度支援事業ともに補助対象経費の2分の1以内の額で、100万円未満とします。（千円未満は切り捨て）

(イ) 補助金交付決定額

補助金交付決定額は、予算の範囲内での決定であり、また千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会の諮問・答申を受けて決定するため、希望額どおりにならない場合があります。

補助金交付決定にあたって、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会から交付条件が付される場合があります。

※交付条件が付された場合、交付条件に合わせて修正した事業計画を報告していただき、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会の承認を得る必要があります。

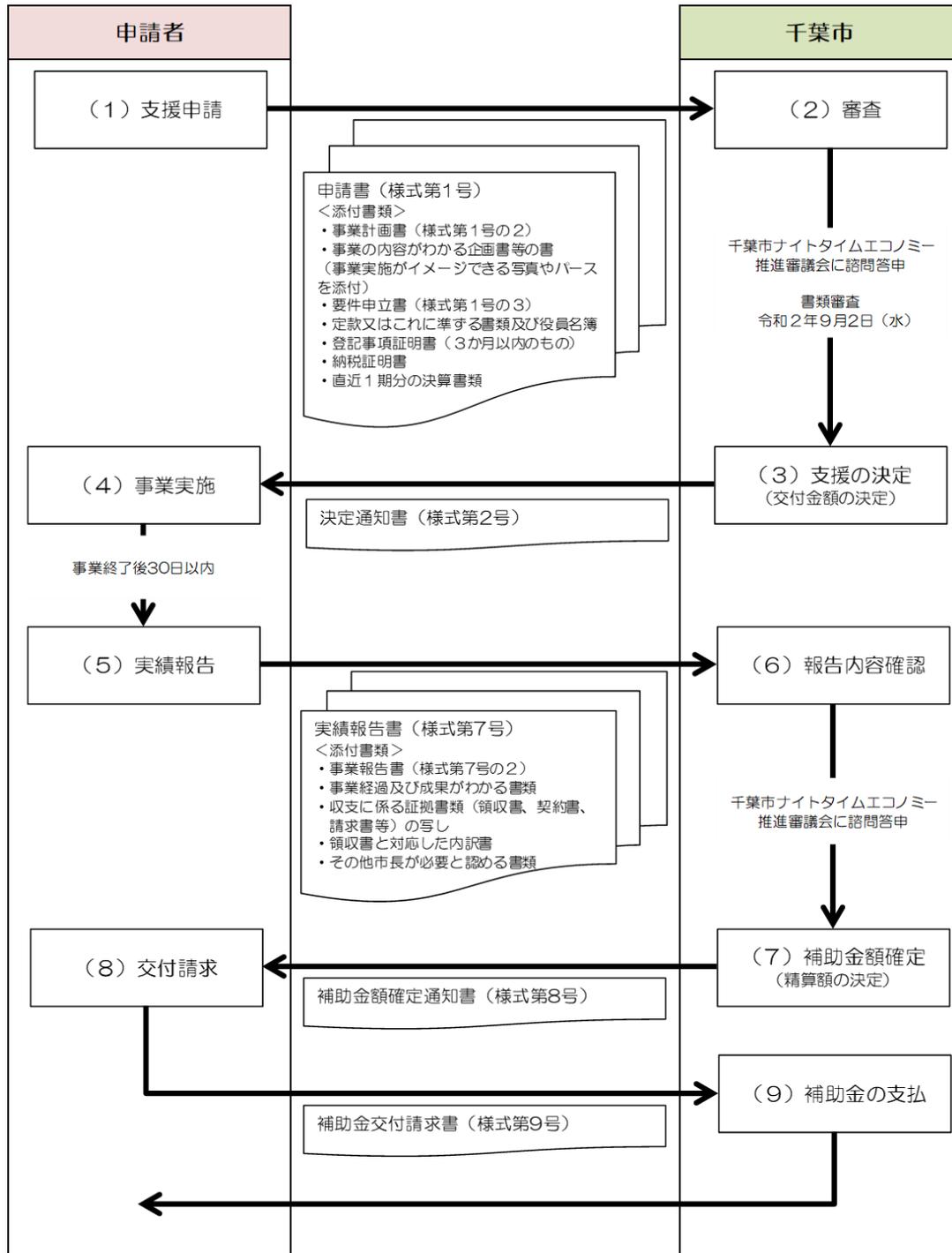
(ウ) 補助金確定額

補助金の最終確定額は、実績報告書により算出されますので、補助金交付決定額どおりとは限りません。

(3) プロモーション支援

支援事業の認定、後援を行い、市の広報媒体等でのプロモーションを行います。

6 申請の流れ



※補助金の事前交付を希望する場合【要綱第15条】

条件：1回のみ、交付決定額の1/2以内

提出書類：補助金事前交付請求書（様式第10号）、決定通知書の写し、資金計画書

※補助金の交付決定にあたって、交付条件が付された場合

提出書類：補助金交付条件についての報告

※支援決定後、事業の変更・中止・廃止を行う場合【要綱第11条】

提出書類：事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）

7 プレエントリー

(1) 提出書類

令和2年(2020年)度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度事前申請書

(2) 提出先

千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛
TEL:043-245-5359
FAX:043-245-5558

(3) 受付期間

令和2年(2020年)7月22日(水)から令和2年(2020年)8月5日(水)までに提出書類原本の提出をお願いします。
(持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで)
なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

8 申請手続き

※申請手続きに先立ち、プレエントリーが必要です。プレエントリー期間は令和2年(2020年)7月22日(水)~令和2年(2020年)8月5日(水)となります。

(1) 提出書類

- ア 申請書(様式第1号)
- イ 事業計画書(様式第1号の2)
- ウ 事業の内容がわかる企画書等の書類
※提出段階で確定していない事項は、「(予定)」と付記してください。
※事業実施がイメージできる写真やパースを添付してください。
- エ 要件確認申立書(様式第1号の3)
- オ 定款又はこれに準ずる書類及び役員名簿
- カ 登記事項証明書(3か月以内のもの)
- キ 納税証明書
- ク 直近1期分の決算書類

(2) 提出先

千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛
TEL:043-245-5359
FAX:043-245-5558

(3) 受付期間

令和2年(2020年)7月22日(水)から令和2年(2020年)8月19日(水)までに提出書類原本の提出をお願いします。
(持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで)
なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

9 説明会

(1) 開催日時 令和2年7月29日(水)午後2時より1時間程度

(2) 開催場所 オンライン会議(ZOOM)

ミーティングID、パスワードは当日ホームページ(経済農政局経済企画課「新着情報・お知らせ」ページ)にてご案内します。

10 審査

(1) 審査方法

受付期間中に応募のあった事業について、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会において基本的に書類審査のみを行います。(なお、事前の絞り込みも実施しません。)評価は点数制とし、

最も合計点数の高いものから支援を決定し、予算上限に達し次第終了とします。予算上限に達したときの応募事業について、補助金交付金額は予算残額を上限額とします。

※必要に応じて、事務局がヒアリングを行うことがあります。

(2) 書類審査について

ア 日時

令和2年(2020年)9月2日(水)午後1時～

イ 場所

千葉市総合保健医療センター4階会議室

ウ 審査方法

令和2年度新規応募事業と前年度支援事業を合わせて書類審査します。

エ 審査員

千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会

オ 審査基準

	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
1	実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 ・運営体制 ・スケジュール ・類似事業実績 ・地域の事業者の巻き込み ・オンライン配信の環境整備内容 	30
2	継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費の拠出方法 ・開催日数、次年度の取組み ・夜間開催を含む将来の継続につながる内容か 	15
3	プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット・コンセプト ・プロモーション方法、内容 	10
4	企画力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域性(千葉市ならではか) ・場や空間の魅力を活かしているか ・オンラインの活用等新たな取組み ・将来のナイトタイムエコノミー推進につながる発展性があるか 	10
5	消費につながる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・消費につながる仕組み ・地域への波及効果 ・複数の消費喚起方法 	10
6	魅力的な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・景観整備内容 ・公共性 ・夜間以外の事業開催にあっては、非日常的な演出や景観・環境整備等をしているか 	10
7	提案全体	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションでの対応など ・提案全般の魅力についての評価 	15

8	特別評価（今年度限り）	（1）新型コロナウイルス感染症対策を取り入れたイベントのモデルケースとなりうる事業	+20
		（2）「二次交通の整備」を取り入れた事業	+5
合計			125

※この「千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度」は東京2020公認プログラムの認証を取得しております。

ただし、本制度に基づく応募事業及び支援決定事業につきましては、「東京2020公認プログラム認証」の対象外であり、文言及びマーク等の使用をしないで下さい。

（別途、事業ごとに、「東京2020参画プログラム」への申請が必要となります。）

（3）結果通知

ア 通知日

令和2年（2020年）9月中（予定）

具体的な通知日については、追って事務局からご連絡します。

イ 通知方法

申請者に対し通知書により通知するとともに、支援決定事業については、プレスリリース及び市ホームページで公表します。

11 実績報告

事業が終了したときは、終了した日から30日以内に次の書類の提出により、実績報告をお願いします。実績報告に基づき、補助金額を決定します。

（1）提出書類

ア 実績報告書（様式第7号）

イ 事業報告書（様式第7号の2）

ウ 事業経過及び成果がわかる書類

エ 収支に係る証拠書類（領収書、契約書、請求書等）の写し

オ 領収書と対応した内訳書

カ その他市長が必要と認める書類

（2）提出先

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛

TEL：043-245-5359

FAX：043-245-5558

（3）提出期限

事業終了後30日以内までに提出書類原本の提出をお願いします。

（持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）

なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

12 交付請求

補助金額確定通知書が届いたら、補助金交付請求書（様式第9号）を提出してください。補助金額交付請求書に基づき、補助金をお支払します。

(1) 提出先

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛

TEL : 043-245-5359

FAX : 043-245-5558

13 問い合わせ

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 (千葉市役所 2 階)

電話 : 043-245-5359 担当 : 廣岡、大熊